

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○ 総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令(総務一)

〔法規的告示〕

○ 製造業外国従業員受入事業に関する告示を廃止する告示(経済産業七)

〔その他告示〕

○ 適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件(消費者庁二)

○ シリア・アラブ共和国における持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件(外務四八)

○ レバノン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とレバノン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四九)

○ スイラケディマ新世代漁港整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件(同五〇)

○ 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とバンングラデシュ人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件(同五一)

○ 食糧援助に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同五二)

○ 保安林の指定を解除する件(農林水産一二五、一二七)

○ 保安林の指定実施要件を変更する件(同二八、一三九)

○ 都市計画に関する件(関東地方整備局一九、二二)

○ 道路に関する件(中部地方整備局九)

〔褒 賞〕

〔官庁報告〕

官庁事項

労働

北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

省 令

○ 総務省令第十二号

公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行に伴い、総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。
令和八年二月九日

総務大臣 林 芳正

総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令

総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令(平成十二年総理府・郵政省・自治省令第二号)は、廃止する。

附 則

この省令は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

法規的告示

○ 経済産業省告示第七号

製造業外国従業員受入事業に関する告示を廃止する告示を次のように定める。
令和八年二月九日

経済産業大臣 赤澤 亮正

製造業外国従業員受入事業に関する告示を廃止する告示

製造業外国従業員受入事業に関する告示(平成二十八年経済産業省告示第四十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十号)の施行の日(令和九年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(次項において「施行日」という。)前にされたこの告示の規定による廃止前の製造業外国従業員受入事業に関する告示(次項において「旧告示」という。)第4の1の製造特定活動計画の認定の申請であつて、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に旧告示第4の3の認定を受けている製造特定活動計画及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧告示第4の3の認定を受ける製造特定活動計画に関する旧告示第4の4の規定による計画の変更の認定、旧告示第4の5の規定による軽微な変更の届出、旧告示第5の規定による実施状況等の把握、確認及び報告等、旧告示第6の規定による監査及び指示及び旧告示第7の規定による認定の取消しについては、なお従前の例による。

その他の告示

○消費者庁告示第二号
消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年二月九日
消費者庁長官 堀井奈津子

別表(適格消費者団体名簿)	適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者ネットワーク広島	広島市中区鉄砲町1番20号	広島市中区鉄砲町1番20号	令和八年一月二十六日	

○外務省告示第四十八号

令和七年十二月十日にダマスカスで、シリア・アラブ共和国における持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 七億九千二百万円
- 3 署名者 本 側 辻昭弘在シリア臨時代理大使 国際連合難民高等弁務官事務所側 ゴンザロ・ヴァルガス・リヨサ在シリア事務所代表

令和八年二月九日
外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四十九号

令和七年十二月九日にバードで、レバノン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がレバノン共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 四億二千五百万円
- 3 贈与の供与期限 令和九年十二月三十一日
- 4 署名者 日本 側 馬越正之在レバノン大使 レバノン側 ラカーン・ナーセルツディーン保健大臣

令和八年二月九日
外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第五十号

令和七年十二月二十三日にラバトで、スイラケディマ新世代漁港整備計画のための贈与に関する令和七年一月二十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

- 1 内容 贈与の限度額を「二十五億五千万円」に改める。
- 2 署名者 日本 側 大西洋平外務大臣政務官 当国務長官

令和八年二月九日
外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第五十一号

令和七年八月二十四日にダツカで、円借款の供与に関する日本政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の平成二十九年六月二十九日付けの交換公文に従ってバングラデシュ人民共和国政府に供与されることになったカチプール・メグナ・グムテイ第2橋建設及び既存橋改修計画(Ⅱ)の実施に係る円貨による借款の支出期間がバングラデシュ人民共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年八月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、バングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年二月九日
外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第五十二号

令和七年十二月十八日にブライアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がカーボベルデ共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 一億五千万円
- 3 署名者 日本 側 赤松武在カーボベルデ大使 カーボベルデ側 ジョゼ・ルイシュ・ド・リヴラメント・モンテイロ・アルヴェシユ・デ・プリト 外務・協力・地域統合大臣

令和八年二月九日
外務大臣 茂木 敏充

○農林水産省告示第二百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月九日

- 一 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 解除に係る保安林の所在場所 京都府木津川市加茂町大野岩谷二の二(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

(次の図)は、省略し、その図面を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月九日

- 一 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 解除に係る保安林の所在場所 京都府京都市北区大森東町一九三の二・大谷四八の二・四九の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

(次の図)は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 解除に係る保安林の所在場所 岡山県美作市宮原字イカリ谷影四八〇の三から四八〇の五まで、字熊井峠口四八六の二〇から四八六の二六まで

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 三重県津市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備えて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第百二十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 三重県熊野市・南牟婁郡御浜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
(三) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町上竹田四六字向七山五六、五七、五八の一から五八の三まで、五九、六二、六五、六六、七〇の一、七〇の二、七一の一、七一の二、七二から七五まで、四七字片腰五、六、九から一三まで、二四の一

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 農林水産大臣 鈴木 憲和
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町上竹田四六字向七山五六、五七、五八の一から五八の三まで、五九、六二、六五、六六、七〇の一、七〇の二、七一の一、七一の二、七二から七五まで、四七字片腰五、六、九から一三まで、二四の一

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 農林水産大臣 鈴木 憲和
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町山竹田一六字岩崎一から四まで、一七字曾々木谷山一の一、一の甲、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、一八字梨木谷一、二の一、三の一、三の二、四、五、一九字ヲジガ谷一の一、一の甲、二、三、五、二〇字釜谷山二、三、四の甲、四の乙、五の一、五の二、六から八まで、二一字ギヤル又

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備えて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第百三十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町篠岡一六字馬場東二七

○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町篠岡一六字馬場東二七
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備えて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町大森外拾五ヶ共有五字椎木山一の一、一五字北鍋倉一、一六字五藤一、二一字北笹尾一、二二字灰床一、二三字落し一、丸岡町大字所属未定六字白岩一の一、七字下長畑一の一、九字人尾一の一、一〇字南七尾一、一三字南鍋倉一の一

○農林水産省告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町山竹田一六字岩崎一から四まで、一七字曾々木谷山一の一、一の甲、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、一八字梨木谷一、二の一、三の一、三の二、四、五、一九字ヲジガ谷一の一、一の甲、二、三、五、二〇字釜谷山二、三、四の甲、四の乙、五の一、五の二、六から八まで、二一字ギヤル又

○農林水産省告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町山竹田一六字岩崎一から四まで、一七字曾々木谷山一の一、一の甲、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、一八字梨木谷一、二の一、三の一、三の二、四、五、一九字ヲジガ谷一の一、一の甲、二、三、五、二〇字釜谷山二、三、四の甲、四の乙、五の一、五の二、六から八まで、二一字ギヤル又

谷一、二の一、三、四の一、四の二、五、六の甲、六の乙、七から九まで、一〇の一、一〇の乙、一一の一から一一の三まで、一二、一二二小野登谷一、二、三の一、三の二、四から六まで、七の甲、七の乙

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備えて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第百三十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町大森外拾五ヶ共有五字椎木山一の一、一五字北鍋倉一、一六字五藤一、二一字北笹尾一、二二字灰床一、二三字落し一、丸岡町大字所属未定六字白岩一の一、七字下長畑一の一、九字人尾一の一、一〇字南七尾一、一三字南鍋倉一の一

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備えて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第百三十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町大森外拾五ヶ共有五字椎木山一の一、一五字北鍋倉一、一六字五藤一、二一字北笹尾一、二二字灰床一、二三字落し一、丸岡町大字所属未定六字白岩一の一、七字下長畑一の一、九字人尾一の一、一〇字南七尾一、一三字南鍋倉一の一

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備えて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第百三十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福井県坂井市丸岡町山竹田一六字岩崎一から四まで、一七字曾々木谷山一の一、一の甲、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、一八字梨木谷一、二の一、三の一、三の二、四、五、一九字ヲジガ谷一の一、一の甲、二、三、五、二〇字釜谷山二、三、四の甲、四の乙、五の一、五の二、六から八まで、二一字ギヤル又

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備えて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第百三十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県多久市（次の図に示す部分に限る。）
 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）
 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 佐賀県多久市（次の図に示す部分に限る。）
 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 2 多久市（次の図に示す部分に限る。）
 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東京都八王子市南浅川町二六一の一、二八三六、二八三七の一から二八三七の三まで、三三三三の一、三三九〇、三三九一、三三九四の二
 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 南浅川町二六一の一（次の図に示す部分に限る。）
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東京都八王子市南浅川町二八三八の一、二八三八の二
 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 令和八年二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岡山県真庭市田原字樋ノ奥二三六、二三七、二三九から二四五まで、字桜谷二四六の一から二四六の五まで、二四七から二四九まで、二五一から二五四まで、二五六、二七一の一、二七一の二、二七二、二七三、二七八、字山手二五八、字屋敷ノ上二六一、字奥ケ市四二八の二
 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字樋ノ奥二三六、二三七（次の図に示す部分に限る。）、字桜谷二五三・二七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四八、二五一、二五二、二五四、二五六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 神奈川県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成九年建設省告示第千二百三十号相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道事業相模川流域下水道
三 事業施行期間 自平成九年五月二十三日至今和十三年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 神奈川県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二年建設省告示第千二百七十七号横須賀都市計画道路事業
三・三・二号安浦下浦線及び三・四・一号大津長沢線
三 事業施行期間 自平成二年七月二日至今和十五年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○関東地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 神奈川県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成十五年関東地方整備局告示第三十九号大和都市計画道路事業
三・三・二号丸子中山茅ヶ崎線及び三・四・一号藤沢町田線
三 事業施行期間 自平成十五年二月二十六日至今和十七年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 神奈川県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年関東地方整備局告示第四百二十五号小田原都市計画道路事業三・五・十号城山多古線及び三・五・二号小田原山北線
三 事業施行期間 自平成二十四年十二月十九日至今和十二年三月三十一日
四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月九日

中部地方整備局長 森本 輝

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線 名 二十三号
(三) 道路の区域
区 間
変更前 敷地の幅員 延長
後別

名古屋市区元塩町一丁目三七番三地内

名古屋市区浜田町二丁目三番三地内

名古屋市区藤前一丁目五〇一番一から同市港区藤前四丁目二〇七番まで

(四) 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

褒 賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

Table with columns for names and their respective awards (紺綬褒章, 賞杯). Includes names like 中本 一雄, 松浦みよ子, 佐々木良次, etc.

紺綬褒章飾版
 公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

- 後藤キミヨ 佐藤 英志 仲田 征一
- 望月 靖允 杉村 克治 坂口 美鈴
- 丹 みつ 丸山 秀二 宮副 武史
- 十河 元生 野櫻 義之 大津 衣映
- 大矢 健治 佐藤 茂 齋藤 貢司
- 岡田 唯洋 荒木 源徳

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける(各通)
 四方 祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける
 牧 寛之 松田 憲二 中島 尚彦

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける(各通)
 紺綬褒章飾版並びに賞杯
 公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

- 武内ヒサ子 福島 京子
- 鈴木仙太郎 高橋 秀夫
- 三友商事株式会社
- 株式会社FACT
- 堺ヤクルト販売株式会社
- 株式会社大江鐵工
- 株式会社アイザック
- 株式会社丸八
- 株式会社合同資源
- 鈴木工業株式会社
- 富士機材株式会社
- 株式会社万代
- 日本発條株式会社
- 株式会社足利銀行
- コムテック株式会社
- 一般社団法人日本モビル建築協会
- 株式会社アルファス計装

- 大地コンサルタント株式会社
- 山一金属株式会社
- 株式会社長屋工業
- 株式会社西海建設
- 株式会社FDS
- 株式会社山越
- 株式会社岡谷組
- 株式会社千商
- 株式会社レピア
- 株式会社あべはんグループ
- 株式会社日本土地建物
- 生活協同組合コープさっぽろ
- 株式会社都市開発
- 一般社団法人山梨県建設業協会
- 株式会社藤木工務店
- サムティ株式会社
- 三友ブランドサービス株式会社
- 富山大学医学部同窓会
- デビス株式会社
- 株式会社ウオロク
- 株式会社メルコグループ
- 株式会社Blue Sky FC
- 株式会社三五
- 建設工業株式会社
- ユニテッドトヨタ熊本株式会社
- TOPPAN株式会社
- 株式会社シーボン
- 大邦テクノプラント株式会社
- ダイドー株式会社
- マルヤス工業株式会社
- 株式会社ワールドマン
- 日本曹達株式会社
- 株式会社コーシンサービス
- 株式会社メンテックワールド
- 旭化成株式会社
- 真如苑
- East Side株式会社
- 株式会社ハウスホールディングス
- Apple Japan合同会社
- 株式会社JAPAN STAR
- 北星運輸株式会社
- 株式会社TTC
- 株式会社ブロッシッ
- 阿寒共立土建株式会社
- 株式会社シズナイロコス

- 有限会社須田工業
- エア・ウオーター・ライフ
- ソリューション株式会社
- ローム株式会社
- まるか食品株式会社
- 合同会社グリーンパワー石狩
- 東和工業株式会社
- 株式会社タケエイ
- 株式会社アイ・テック
- 株式会社アステム
- 芙蓉エクセル株式会社
- 株式会社ヤマト実業
- 株式会社南山堂
- シィ・オー・ピー株式会社
- 田中産業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける(各通)
 追賞賜杯
 公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

- 故中川久美子遺族 中川 厚子
- 褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける
- 追賞賜杯
- 業務に精励したので、令和八年一月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。
- 故建部武司遺族 建部智恵子
- 褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

- 北陸地方整備局公示
- 河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。
- その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所にて備え置いて縦覧に供する。
- 令和8年2月9日
- 北陸地方整備局長 高松 諭
- 1 河川の名 阿賀野川水系阿賀野川、阿賀野川水系早出川
- 2 河川管理施設の名 阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防

官庁報告

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所にて備え置いて縦覧に供する。

令和8年2月9日

北陸地方整備局長 高松 諭

1 河川の名 阿賀野川水系阿賀野川、阿賀野川水系早出川

2 河川管理施設の名 阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所にて備え置いて縦覧に供する。

令和8年2月9日

北陸地方整備局長 高松 諭

1 河川の名 阿賀野川水系阿賀野川、阿賀野川水系早出川

2 河川管理施設の名 阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防

3 河川管理施設的位置 新潟県新潟市東区下山二丁目599番1地先から新潟県新潟市東区一日市180番1地先まで、新潟県新潟市東区中興野2686番3地先から新潟県新潟市秋葉区中新田字久保884の1番地先まで、新潟県新潟市秋葉区中新田字道上103番1地先から新潟県新潟市秋葉区下新字堤外429番2地先まで、新潟県新潟市秋葉区下新字堤外429番2地先から新潟県新潟市秋葉区下新字堤外421番2地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 新潟市長 中原 八一

住所 新潟県新潟市中央区区学校町通1番町602番地1

- 5 管理の内容
- (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧。
- 6 管理の期間 令和7年12月25日から道路の存続する日まで
- 河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。
- その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野河川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
- 令和8年2月9日
- 北陸地方整備局長 高松 諭
- 河川の名称 阿賀野川水系阿賀野川
 - 河川管理施設の名称又は種類 阿賀野川右岸堤防
 - 河川管理施設の位置 新潟県阿賀野市柏島字中島529番地先から新潟県阿賀野市下里字仲作776番1地先まで
 - 管理を行う者の氏名及び住所
氏名 道路管理者 阿賀野市長 加藤 博幸
住所 新潟県阿賀野市岡山町10番15号
- 5 管理の内容
- (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧。
- 6 管理の期間 令和7年12月25日から道路の存続する日まで

招 徠

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

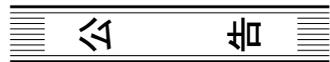
労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和6年3月26日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各2人）については本年3月25日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

- 令和8年2月9日
- 厚生労働大臣 上野賢一郎 記
- 推薦資格 推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。
 - 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。
 - 推薦締切日 令和8年3月2日
 - 推薦書及び添付書類の提出場所 〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会会館8階 労働保険審査会様式
- 令和 年 月 日
- 厚生労働大臣 殿
- 団体名及びその代表者名
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者と
- して、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

- 註1 所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が2以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。



語 彙 項

工場財団

仙台市宮城野区港四丁目10番16号**仙台港バイオマスパワー合同会社**の工場財団に仙台市宮城野区港四丁目10番16号**仙台港バイオマスパワー**発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年2月9日 仙台北務局

登録政治資金監有人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監有人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年二月九日

登録番号	登録年月日	氏名
六三六六	七、一一、五	川口 明浩
六三六九	七、一一、五	清水 努
六三七〇	七、一一、五	松本 茂裕
六三七一	七、一一、五	南井 哲
六三七二	七、一一、五	玉那覇 章 諤
六三七三	七、一一、五	高橋 泰典
六三七四	七、一一、一九	乾 将太
六三七五	七、一一、一九	佐藤 夏帆
六三七六	七、一一、一九	関口 和夫
六三七七	七、一一、一九	田中 幸一朗

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号**和歌山御坊バイオマス発電合同会社**の工場財団に和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番10和歌山御坊バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年2月9日 和歌山地方務局御坊支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

北陸地方整備局長 高松 諭

- 処分をした年月日 令和8年1月7日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社トーエス 中嶋枝里子 富山県富山市婦中町西本郷436-1 国土交通大臣許可（般一6）第29211号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
- 処分の原因となった事実 令和8年1月5日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年二月九日 政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

Table with columns: 登録番号, 氏名, 抹消年月日, 抹消事由. Lists names and registration numbers being cancelled.

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年二月九日 政治資金適正化委員会委員長 野々上 尚

Table with columns: 登録番号, 氏名, 登録政治資金監査人証票の番号, 亡失年月日. Lists names and registration numbers with lost certificates.

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第73216号

東京都墨田区石原2丁目5番13号 申立人 宇佐見織維株式会社 本籍東京都墨田区石原2丁目5番、最後の住所東京都墨田区石原2丁目5番13号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日推定令和4年2月28日、出生の場所千葉県印旛郡本埜村、出生年月日昭和22年7月10日、職業会社役員 被相続人 亡 宇佐見節子 事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠スカイビル5階 四谷外濠法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小川 宏 催告期間満了日 令和8年8月31日 東京家庭裁判所

令和7年（家）第73062号

東京都練馬区豊玉北6丁目2番1号 申立人 ディアマークスキャピタルタワー全体管理組合 本籍東京都練馬区富士見台1丁目26番、最後の住所東京都練馬区豊玉北6丁目2番1-2104号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和5年10月11日頃から20日頃までの間、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和35年5月1日、職業不明 被相続人 亡 杉田恵美子 事務所東京都港区北青山3丁目12番7号秋月ビル407 浅倉隆顕法律事務所 相続財産清算人 弁護士 浅倉 隆顕 催告期間満了日 令和8年8月31日 東京家庭裁判所

令和7年（家）第73297号

東京都千代田区霞が関1-1-1 申立人 国 本籍東京都杉並区上高井戸1丁目126番地、最後の住所東京都杉並区上高井戸3丁目3番22号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年8月20日、出生の場所東京都東京市杉並区、出生年月日昭和17年1月1日、職業無職 被相続人 亡 保谷 征男

事務所東京都千代田区神田司町2丁目7番地 福祿ビル5階クラス東京法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大澤美穂子 催告期間満了日 令和8年8月31日 東京家庭裁判所

令和7年（家）第73330号

東京都世田谷区若林4丁目22番13号 申立人 東京都世田谷都税事務所長 本籍東京都世田谷区代沢1丁目25番、最後の住所東京都世田谷区代沢1丁目25番9号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定令和6年4月22日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和42年1月18日、職業不明 被相続人 亡 山口 哲也 事務所東京都千代田区麹町4-5-20 KSビル8階 石原法律事務所 相続財産清算人 弁護士 磯田 翔 催告期間満了日 令和8年8月31日 東京家庭裁判所

令和7年（家）第90812号

東京都調布市飛田給2丁目26番地9メゾン・ブランシェ301 申立人 山口 吉久 本籍熊本県天草郡苓北町上津深江1298番地、最後の住所東京都八王子市上柚木1550番地多摩シルバーハウス、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所京都府京都市、出生年月日昭和4年1月29日、職業無職 被相続人 亡 帯盛タヅ子 事務所東京都八王子市明神町2丁目27番6号 文秀ビル5階弁護士法人ひまわりパートナーズ八王子ひまわり法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大山 晃平 催告期間満了日 令和8年8月31日 東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第20114号

群馬県藤岡市中栗須327 申立人 藤岡市 本籍群馬県藤岡市鬼石丙518番地、最後の住所群馬県藤岡市浄法寺1881番地6御嶽養護老人ホーム、死亡の場所群馬県藤岡市、死亡年月日令和7年9月5日、出生の場所群馬県多野郡鬼石町、出生年月日昭和18年6月22日、職業無職 被相続人 亡 有阪 博明 群馬県太田市新井町516-1 G S Eビル202 佐藤法律事務所 相続財産清算人 弁護士 佐藤 健児 催告期間満了日 令和8年8月27日 前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第188号

東京都千代田区九段南3丁目9番15号
 申立人 大手町建物管理株式会社
 本籍埼玉県飯能市稲荷町21番、最後の住所埼玉県飯能市稲荷町21番10-601号、死亡の場所埼玉県飯能市、死亡年月日令和7年9月17日、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和50年7月28日、職業会社員
 被相続人 亡 清水 剛
 事務所東京都千代田区大手町1丁目5番1号
 大手町ファーストスクエアWEST18階 島田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 藤瀬 裕司
 催告期間満了日 令和8年8月27日

さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和7年(家)第91094号

東京都青梅市勝沼3丁目65番地
 申立人 青梅信用金庫
 本籍東京都あきる野市瀬戸岡532番地、最後の住所東京都あきる野市瀬戸岡532番地、死亡の場所東京都あきる野市、死亡年月日令和7年11月10日、出生の場所東京都秋川市、出生年月日平成5年3月31日、職業不明
 被相続人 亡 岡野太夢瑠
 事務所東京都新宿区新宿2丁目1番5号パークサイドスクエア4階 御苑前総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 松木 弓子
 催告期間満了日 令和8年8月31日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第3324号

神奈川県中郡二宮町二宮1324番地1 1階
 申立人 寺島 優子
 本籍神奈川県座間市緑ヶ丘3丁目1652番地8、最後の住所神奈川県中郡二宮町富士見が丘2丁目27番5号 ファミール富士見102号室、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和7年11月4日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和30年2月24日、職業無職
 被相続人 亡 後藤 茂
 事務所神奈川県小田原市浜町1丁目2番24号平井ビル5階 まちかど法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 井田 治子
 催告期間満了日 令和8年9月8日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3342号

神奈川県小田原市本町1丁目4番7号 朝日生命小田原ビル402
 申立人 藤嶋 崇友

本籍神奈川県小田原市桑原445番地、最後の住所神奈川県小田原市桑原445番地、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和7年7月25日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和29年8月20日、職業無職
 被相続人 亡 沖津 勝
 事務所神奈川県厚木市中町2丁目8番13号TPR厚木ビル6階 弁護士法人常磐法律事務所本厚木支店

相続財産清算人 弁護士 浅井 崇裕

催告期間満了日 令和8年9月15日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第11193号

石川県金沢市尾山町9番25号
 申立人 石川県信用保証協会
 本籍石川県金沢市松村2丁目374番地、最後の住所石川県金沢市松村2丁目374番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年6月20日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和11年1月1日、職業無職
 被相続人 亡 大平 久雄
 事務所石川県金沢市橋場町1-29 レジデンス兼六2階 中村・村井法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 村井 充
 催告期間満了日 令和8年9月4日

金沢家庭裁判所

令和7年(家)第30208号

静岡県駿河区中田1丁目16番16号
 申立人 飯塚 明美
 本籍静岡県静岡市清水区興津中町1449番地8、最後の住所静岡県清水区興津中町1449番地8、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日令和6年2月22日、出生の場所山梨県西八代郡下部町、出生年月日昭和26年1月17日、職業無職
 被相続人 亡 深澤 正夫
 静岡県葵区常磐町1-8-6 常磐町アイワビル7階南 ハフアンドパートナーズ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 白山 聖浩
 催告期間満了日 令和8年9月11日

静岡家庭裁判所

令和7年(家)第6074号

静岡県沼津市市場町12番7号
 申立人 後藤真希子

本籍山梨県笛吹市石和町広瀬210番地、最後の住所静岡県熱海市上多賀463番地の24、死亡の場所静岡県三島市、死亡年月日令和7年8月20日、出生の場所東京都荏原区、出生年月日昭和21年9月18日、職業無職
 被相続人 亡 橋本 政子
 静岡県沼津市市場町12番7号のぞみ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後藤真希子

催告期間満了日 令和8年9月23日

静岡家庭裁判所熱海出張所

令和7年(家)第81712号

京都市北区紫野中柏野町62番地
 申立人 山崎 晴次
 本籍福井県小浜市北塩屋第1号21番地、最後の住所大阪府東大阪市荒川3丁目30番4号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和7年9月14日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和8年5月23日、職業不明
 被相続人 亡 赤尾 益男
 大阪府中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
 相続財産清算人 弁護士 米倉 裕樹
 催告期間満了日 令和8年10月5日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4348号

大阪府堺市堺区南島町2丁84番地
 申立人 岡 真樹子
 本籍大阪府堺市堺区南島町2丁84番地、最後の住所大阪府堺市堺区南島町2丁84番地、死亡の場所大阪府大阪市中央区、死亡年月日令和7年3月29日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和38年2月16日、職業無職
 被相続人 亡 岡 卓也
 事務所大阪府堺市堺区中瓦町1-1-21堺東八幸ビル5階
 相続財産清算人 弁護士 西村 陽子
 催告期間満了日 令和8年9月7日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第2163号

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
 申立人 株式会社三菱UFJ銀行
 本籍香川県坂出市元町1丁目3782番地3、最後の住所大阪府和泉市上代町776番地の1503、死亡の場所大阪府泉大津市、死亡年月日令和6年10月30日、出生の場所香川県小豆郡草壁町、出生年月日昭和25年12月28日、職業不明
 被相続人 亡 安西 芳男

大阪府北区西天満3丁目14番6号 センチュリー西天満ビル2階

相続財産清算人 弁護士 工藤 大基

催告期間満了日 令和8年9月24日

大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年(家)第1173号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
 申立人 国
 本籍和歌山県和歌山市和佐関戸346番地、最後の住所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成19年11月22日、出生の場所和歌山県海草郡和佐村、出生年月日昭和4年2月20日、職業不詳
 被相続人 亡 坂口 善三
 和歌山県十番丁59番地 ライオンズマンション和歌山十番丁203 富山信彦法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 富山 信彦
 催告期間満了日 令和8年9月28日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第1197号

和歌山県有田郡有田川町大字土生209-1
 申立人 佐々木昌美
 本籍和歌山県有田郡有田川町大字土生209番地2、最後の住所和歌山県有田郡有田川町大字土生209番地、死亡の場所和歌山県有田郡有田川町、死亡年月日令和7年3月17日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和29年10月17日、職業無職
 被相続人 亡 佐々木節子
 和歌山県六番丁43番地 ハビネス六番丁ビル5階 パークアベニュー法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 中川 利彦
 催告期間満了日 令和8年9月28日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第706号

岡山県倉敷市西中新田640番地
 申立人 倉敷市長 伊東 香織
 本籍岡山県倉敷市福江672番地2、最後の住所岡山県倉敷市福江817番地、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日推定令和6年12月27日、出生の場所大阪府守口市、出生年月日昭和29年8月3日、職業不明
 被相続人 亡 白井 桂
 岡山県倉敷市阿智3丁目3番1号大橋ビル3階
 相続財産清算人 弁護士 濱田 弘
 催告期間満了日 令和8年8月26日

岡山家庭裁判所児島出張所

令和7年(家)第30464号

広島県廿日市市下平良1丁目11番1号
申立人 廿日市市長 松本 太郎
本籍広島県大竹市小方1丁目26番、最後の住所広島県廿日市市宮園9丁目13番地10、死亡の場所広島県廿日市市、死亡年月日平成29年9月26日、出生の場所広島県大竹市、出生年月日昭和42年1月21日、職業不詳
被相続人 亡 山田 卓己
事務所広島市佐伯区五日市中央1丁目3番34号
相続財産清算人 司法書士 中尾 雅寛
催告期間満了日 令和8年8月26日
広島家庭裁判所

令和8年(家)第3002号

山口県長門市日置上2587番地
申立人 福永 大介
本籍山口県長門市俵山5773番地、最後の住所山口県長門市三隅中3242番地三隅病院、死亡の場所山口県長門市、死亡年月日令和7年12月1日、出生の場所山口県大津郡深川町、出生年月日昭和24年9月5日、職業無職
被相続人 亡 西村 満
山口県長門市日置上2587番地
相続財産清算人 司法書士 福永 大介
催告期間満了日 令和8年8月28日
山口家庭裁判所裁支部

令和8年(家)第1003号

高知市福井町1390番地20
申立人 中平 大輔
本籍高知県高知市旭町1丁目56番地、最後の住所高知市廿代町15番31号メディカルケアホームナースケア西2-2、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和6年1月19日、出生の場所高知県吾川郡仁西村、出生年月日昭和8年7月24日、職業不明
被相続人 亡 間 嘉郎
事務所高知市本町5丁目6番48号
相続財産清算人 司法書士 大石 崇之
催告期間満了日 令和8年8月29日
高知家庭裁判所

令和8年(家)第1004号

高知市越前町2丁目5番26号梶原・みなみ法律事務所
申立人 南 拓人

本籍高知県吾川郡いの町神谷2606番地、最後の住所高知市縄手町40番地8、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日推定令和7年10月14日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和41年3月13日、職業無職
被相続人 亡 尾崎 貞夫
事務所高知市越前町2丁目5番26号梶原・みなみ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 南 拓人
催告期間満了日 令和8年8月31日
高知家庭裁判所

令和7年(家)第633号

高知県室戸市浮津25-1
申立人 室戸市長 植田壯一郎
本籍高知県室戸市吉良川町甲1947番地、最後の住所高知県室戸市吉良川町甲2348番地1、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和5年11月10日、出生の場所高知県安芸郡吉良川町、出生年月日昭和24年6月8日、職業無職
被相続人 亡 細川 廣志
事務所高知県室戸市浮津一番町16
相続財産清算人 司法書士 菊野 秀治
催告期間満了日 令和8年9月4日
高知家庭裁判所安芸支部

令和7年(家)第7340号

福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号
申立人 福岡市
本籍佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手1549番地、最後の住所福岡県福岡市東区大岳3丁目21番1-308号大岳住宅1棟、死亡の場所福岡県福岡市東区、死亡年月日令和6年5月24日、出生の場所福岡県朝倉郡三輪村、出生年月日昭和22年7月2日、職業無職
被相続人 亡 法師山敏明
事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目14番17号
相続財産清算人 司法書士 山下 佑介
催告期間満了日 令和8年9月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7343号

福岡県糸島市前原西1丁目1番1号
申立人 糸島市
本籍福岡県糸島市三雲535番地、最後の住所福岡県糸島市三雲535番地、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日令和4年8月28日、出生の場所福岡県糸島郡怡土村、出生年月日昭和4年3月23日、職業不明
被相続人 亡 中村 輝男

事務所福岡県福岡市博多区美野島3丁目5番4号パインヒルズ美野島101号
相続財産清算人 司法書士 佐藤 直幸
催告期間満了日 令和8年9月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7354号

福岡県筑紫野市原田3丁目18番地1五郎山パークス105号
申立人 味酒 京子
本籍福岡県筑紫野市大字原田2551番地、最後の住所福岡県筑紫野市原田3丁目18番地1五郎山パークス105号、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和7年7月12日、出生の場所福岡県筑紫野市、出生年月日昭和7年9月5日、職業無職
被相続人 亡 味酒 千秋
事務所福岡県福岡市中央区大名1丁目9番27号第一西部ビル303号
相続財産清算人 司法書士 及川 修平
催告期間満了日 令和8年9月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7051号

福岡市中央区天神2丁目13番1号
申立人 ふくおか債権回収株式会社
代表者代表取締役 橋詰 洋
本籍福岡県飯塚市本町1130番地、最後の住所福岡県飯塚市忠隈470番地、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和7年5月8日、出生の場所福岡県飯塚市、出生年月日昭和23年11月14日、職業会社役員
被相続人 亡 白石 富久
福岡県飯塚市新立岩6番16号 弁護士ビル2階
相続財産清算人 弁護士 大塚奈津子
催告期間満了日 令和8年8月31日
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年(家)第9110号

長崎市ダイヤランド2丁目12番7号
申立人 小方 優子
本籍長崎県長崎市西山1丁目458番地、最後の住所長崎市西山1丁目4番17号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和7年4月25日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年月日昭和10年9月6日、職業無職
被相続人 亡 野口 陽子
長崎市魚の町7-7七福ビル301 長崎かもめ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 原 幸生
催告期間満了日 令和8年8月26日
長崎家庭裁判所

令和7年(家)第17030号

沖縄県名護市字真喜屋783-1
申立人 大城 健治
本籍沖縄県名護市字真喜屋346番地、最後の住所沖縄県中頭郡北中城村字仲順544番地1 沖縄中央療護園、死亡の場所沖縄県沖縄市、死亡年月日平成26年9月15日、出生の場所沖縄県国頭郡羽地村、出生年月日昭和11年4月10日、職業無職
被相続人 亡 大城 光明
沖縄県沖縄市字登川2271番地18運天法律事務所
相続財産清算人 運天 寛樹
催告期間満了日 令和8年9月11日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和8年(家)第40023号

札幌市中央区大通西14丁目1-9ダイアパレス大通204号室
申立人 迫田 宏治
本籍北海道札幌市白石区北郷4条10丁目1番、最後の住所札幌市白石区川北2254番地1 医療福祉センター札幌あゆみの園、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和7年11月24日、出生の場所北海道札幌市白石区、出生年月日昭和62年10月6日、職業無職
被相続人 亡 山下 裕之
札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル4階
相続財産清算人 弁護士 吉川 賀恵
催告期間満了日 令和8年9月25日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第352号

札幌市中央区大通西14丁目1番地
申立人 北海道信用保証協会
本籍北海道名寄市西1条南10丁目17番地1、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所北海道名寄市、死亡年月日令和7年5月27日、出生の場所北海道上川郡名寄町、出生年月日昭和27年6月21日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 栄一
旭川市4条通9丁目1703番地旭川北洋ビル4階神戸・万字・福田法律事務所
相続財産清算人 万字 達
催告期間満了日 令和8年8月31日
旭川家庭裁判所名寄支部

令和7年(家)第20158号

群馬県前橋市大手町3丁目3番1号
申立人 群馬県信用保証協会
本籍群馬県伊勢崎市国定町2丁目2108番地15、最後の住所群馬県伊勢崎市国定町2丁目2108番地15、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所群馬県勢多郡粕川村、出生年月日昭和38年5月30日、職業会社役員
被相続人 亡 滝原 雅美
群馬県高崎市あら町51-1 プラウド高崎あら町1階3 滝法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山田 明男
催告期間満了日 令和8年8月26日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第40147号

岩手県岩手郡雫石町塩ヶ森6番地1
申立人 高橋 忍
本籍岩手県盛岡市桜台3丁目9番地12、最後の住所岩手県岩手郡雫石町塩ヶ森6番地1、死亡の場所岩手県岩手郡雫石町、死亡年月日令和7年6月20日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和48年10月22日、職業自営業
被相続人 亡 高橋健太郎
事務所盛岡市愛宕町12-19高橋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 望月 敦允
催告期間満了日 令和8年9月14日
盛岡家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第1803号

札幌市中央区北20条西15丁目4番8号
申立人 佐々木寛子
本籍北海道札幌市東区北36条東12丁目1番8号
最後の住所札幌市中央区北20条西15丁目4番8号
不在者 古山 紫
昭和41年7月26日生
届出期間満了日 令和8年5月22日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第1088号

埼玉県さいたま市大宮区宮町2-25 イーストゲート大宮ビルB館1階 大野角谷法律事務所
申立人 大野 峻
本籍埼玉県上尾市大字平方1663番地2、最後の住所埼玉県上尾市大字平方1663番地2
不在者 関根 喜美
昭和27年2月6日生
届出期間満了日 令和8年5月23日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第10043号

香川県仲多度郡多度津町北鳴3丁目5番66-103号
申立人 新原 隆
本籍高知県四万十市安並4618番地1、最後の住所東京都江戸川区東葛西2丁目4番3号
不在者 森田 遊亀
昭和11年8月31日生
届出期間満了日 令和8年5月23日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3894号

大阪府吹田市千里丘上8-8
申立人 洪 明淑
国籍韓国、最後の住所大阪市天王寺区伶人町3番23号コーポラ陽ヶ丘401号
不在者 白 俊一
西暦1954年7月2日生
届出期間満了日 令和8年5月26日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第718号

岡山県備前市閑谷520番地4
申立人 光友 享
本籍岡山県備前市吉永町南方1417番地、最後の住所岡山県備前市吉永町南方1417番地
不在者 光友元三郎
明治38年3月17日生
届出期間満了日 令和8年6月1日
岡山家庭裁判所

令和7年(家)第82号

福岡県春日市須玖北9丁目104番地クレール井尻201号
申立人 柁木 秀隆
本籍福岡県田川郡糸田町2950番地、最後の住所福岡県田川郡糸田町2950番地
不在者 柁木 博美
昭和39年1月25日生
届出期間満了日 令和8年5月25日
福岡家庭裁判所田川支部

失踪宣告**令和7年(家)第585号**

国籍タイ王国、最後の住所埼玉県大宮市上小町1440番地の2 藤屋アパート105号
不在者 セーリム、ギムヨン
西暦1955年1月1日生
令和8年1月23日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1329号

本籍東京都文京区本駒込5丁目54番、最後の住所東京都西京市中町5丁目14番7号
不在者 高木 良一
昭和23年12月7日生
令和8年1月22日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和7年(家)第2145号

本籍石川県羽咋郡志賀町二所宮井の19番1地、最後の住所大阪府東大阪市柏田東町10番16号
不在者 作田 政弘
大正13年4月23日生
令和8年1月23日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第179号

本籍香川県さぬき市鴨部1131番地1、最後の住所不詳
不在者 細川 佳子
昭和27年11月6日生
令和8年1月23日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第86号

本籍大分県別府市大字別府5199番地、最後の住所大分県別府市大字別府5199番地
不在者 大野スミコ
昭和11年1月20日生
令和8年1月23日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第63号

本籍大分県佐伯市鶴岡町1丁目7番、最後の住所大分県佐伯市鶴岡町1丁目7番53号
不在者 飯干 光子
昭和23年7月17日生
令和8年1月23日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所佐伯支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第36号

大阪府大阪市住吉区杉本2丁目15番10号
申立人 亡稲谷功勝承継人 稲谷 有紀
大阪府大阪市住吉区杉本2丁目15番10号
申立人 亡稲谷功勝承継人 稲谷美千代
大阪府大阪市住吉区杉本2丁目15番10号
申立人 亡稲谷功勝承継人 稲谷亜希子
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月14日
令和8年1月15日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

日本銀行出資証券 22枚

(1)種類枚数 100口券 1枚

記号番号 は03073

発行年月日 昭和53年1月27日

額面 10,000円

一口の金額 100円

最終名義人 稲谷 功勝

最終所持人 亡稲谷功勝

(2)種類枚数 10口券 1枚

記号番号 ろ23289

発行年月日 昭和24年3月29日

額面 1,000円

(3)記号番号 ろ23290

(4)記号番号 ろ23291

(5)記号番号 ろ23524

(6)記号番号 ろ23525

(7)記号番号 ろ23526

(8)記号番号 ろ23527

(9)記号番号 ろ23528

(10)記号番号 ろ23529

(11)種類枚数 1口券 1枚

記号番号 い13215

発行年月日 平成元年3月28日

額面 100円

(12)記号番号 い13216

(13)記号番号 い13217

(14)記号番号 い13218

(15)記号番号 い13219

(16)記号番号 い13220

(17)記号番号 い13221

(18)記号番号 い13222
(19)記号番号 い13223
(20)記号番号 い13224
(21)種類枚数 100口券1枚
記号番号 は01046
発行年月日 昭和24年3月29日
額面 10,000円
(22)記号番号 は01597
(2)ないし(22)の証券の一口の金額、最終名義人及び最終所持人は(1)の証券の記載に同じ
(3)ないし(10)の証券の種類枚数、発行年月日及び額面は(2)の証券の記載に同じ
(12)ないし(20)の証券の種類枚数、発行年月日及び額面は(11)の証券の記載に同じ
(22)の証券の種類枚数、発行年月日及び額面は(21)の証券の記載に同じ

令和7年(へ)第5号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

熊本市中央区琴平2丁目4番47号
申立人 原 賢一
申立人代理人弁護士 山野 史寛
権利の届出の終期 令和8年1月20日
令和8年1月22日 熊本簡易裁判所
(別紙) 目録

- (1)土地 熊本市中央区琴平二丁目279番宅地 254.54平方メートル
- (2)登記年月日番号 熊本地方法務局昭和13年12月24日受付第10141号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和13年12月20日設定
借賃 1月5円
支払期 毎月25日
存続期間 昭和13年12月20日から昭和23年3月19日
特約 譲渡、転貸ができる
賃借権者 福岡県糟屋郡箱崎町箱崎2845番地 帝國土地建物株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済してはならない。

令和8年(フ)第1号

京都府舞鶴市大字長浜小字カツラ34番地の1
債務者 旭運輸有限会社
代表者取締役 白川 貴史

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒澤 誠司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時30分
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年(フ)第903号

北九州市小倉北区赤坂2丁目10番23号
債務者 株式会社エス・エヌ・ワイ
代表者代表取締役 関 達夫

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後2時
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第103号

佐賀県唐津市肥前町切木字前田乙855番地1
債務者 有限会社田中建設
代表者代表取締役 田中 靖隆

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野建三郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時30分
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第76号

福岡県宮若市上大隈849番地
債務者 宮田建工株式会社
代表者代表取締役 田代 秀彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢野真依子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時
福岡地方裁判所直方支部

令和8年(フ)第19号

北九州市小倉北区浅野2丁目10番13号 サンパティーク浅野10号
債務者 株式会社三九
代表者代表取締役 柳津 仁

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時30分
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第3260号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字実盛山42番地の3
債務者 ニノテック株式会社
代表者代表取締役 二宮 清則

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 淳也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第6649号

大阪府枚方市春日西町4番16号
債務者 株式会社宮崎建設
代表者代表取締役 宮崎 誠治

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川間 亮佑
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時50分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第31号

北九州市小倉南区葛原東3丁目14番49号
債務者 医療法人聖心会
代表者理事長 久能 保則

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河合 勇治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第311号

三重県三重郡菰野町大字榊931番地の5
債務者 三重通商株式会社
代表者代表取締役 生水 邦治

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚越 正光
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第2337号

新潟市東区中野山4丁目8番34号中野山プラザII 2号室
債務者 株式会社スマートプロモーション
代表者代表取締役 立川 泰士

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 智博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2338号

横浜市西区北幸2丁目10番地48むつみビル3F
債務者 SPA株式会社
代表者代表取締役 立川 泰士

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 智博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時30分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第18号

新潟県見附市本町4丁目4番31号
債務者 吉田整理株式会社
代表者代表取締役 吉田 善一

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水戸 愛子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前11時50分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年(フ)第9号

鳥取県境港市中野町3146番地
債務者 有限会社景山節雄商店
代表者取締役 景山 寿

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務所
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午前11時
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第227号

宮崎県延岡市稲葉崎町5丁目716番地71
債務者 塚本建設株式会社
代表者代表取締役 塚本 和敏

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金丸 由宇
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第23号

- 新潟県佐渡市千種24番地3
債務者 本間 芳則
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 五十嵐広明
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時
 - 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

令和8年（フ）第7号

- 山形県米沢市万世町金谷287番地の1
債務者 坂野のり子
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 神原 祐哉
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前10時10分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第360号

- 愛媛県松山市土橋町18-3 井上ハイツ201号、住民票上の住所愛媛県松山市千舟町6丁目4番地2 シャンポール千舟308号
債務者 玉井 彰
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中村 正夫
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第984号

- 北九州市小倉北区片野2丁目1番34-203号、前住所北九州市小倉北区三萩野2丁目7番17-401号
債務者 武田 英紀
- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 中野 敬一
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後3時
 - 6 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第2号

- 京都府舞鶴市字北吸245番地の38
債務者 白川 貴史
- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 黒澤 誠司
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月12日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年（フ）第106号

- 岐阜県加茂郡八百津町八百津8430番地5
債務者 大鋸 りさ
- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 水野 将也
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和8年（フ）第2号

- 青森県上北郡六戸町小松ヶ丘1丁目77番地1669
債務者 宮本布由子
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 村田 典子

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後1時25分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和7年（フ）第743号

- 神奈川県小田原市国府津2180番地の1
債務者 七海 善二
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 白川 秀信
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前10時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第47号

- 神奈川県厚木市緑ヶ丘4丁目5番12-502号
債務者 國本 初男
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時
 - 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第312号

- 三重県四日市市青葉町800番地243
債務者 生水 邦治
- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 塚越 正光
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時
 - 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年（フ）第3245号

- 名古屋市千種区城山町2丁目12番地の1 城山ハイツ306号、従前の住所三重県三重郡菰野町大字杉谷2326番地144
債務者 堀江 和矢
- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高井 洋輔
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時40分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第56号

- 千葉県香取市織幡1117番地58
債務者 井川ひろ枝
- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 今井 丈雄
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時
 - 6 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和7年（フ）第2201号

- 千葉県若葉区若松町531番地6 サニーヒルズみつわ台107号
債務者 本多 力也
- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 吉見 幸久
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第10号

- 千葉県四街道市四街道2丁目17番41号 シャルマンハイツⅢ203
債務者 嘉数 達彦
- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 瀬川 尚吾
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和8年（フ）第8号**

北海道帯広市西16条南41丁目1番7号 DF
P202

債務者 田所 和（旧姓沖津）

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年（フ）第466号

盛岡市好摩字夏間木83番地18

債務者 伊藤 梨恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第9号

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第8地割93番
地2 ビレッジハウス広宮沢1ー308

債務者 佐々木明美

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第154号

栃木県足利市朝倉町2丁目3番地1 パーク
ハイム506号室

債務者 細田 直斗

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年（フ）第367号

香川県高松市多肥下町78ー7 プリシエール
高松B 201、住民票上の住所香川県高松市
三条町158番地1 オブス三条Ⅱ 203

債務者 久保 潤也

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前9時30
分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第392号

香川県高松市国分寺町国分1531番地2 サン
フィールドⅡ 102

債務者 高橋 和友

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前9時30
分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第138号

香川県坂出市瀬居町1556番地1

債務者 行成 加苗

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和8年（フ）第11号

香川県丸亀市川西町北1685番地1 萬象園

債務者 和田 修

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後1時30
分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年（フ）第104号

岩手県奥州市胆沢小山字岩ヶ馬場16番地1
ローズクォーツ 102号室、旧住所岩手県奥
州市水沢天文台通り1番24号 コーポサカモ
ト 202号

債務者 吉村 恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和8年（フ）第2号

岩手県奥州市水沢泉町3番34号 ディアス泉
103号室

債務者 木川田 忍

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和8年（フ）第3号

岩手県奥州市水沢上姉体3丁目33番地1
DーROOM姉体ⅢA 301号室

債務者 佐藤 政治

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和8年（フ）第5号

岩手県奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目19番地3
1号棟

債務者 千葉 大暉

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年（フ）第809号

栃木県塩谷郡高根沢町光陽台2丁目5番地1
グリーンヴィラ6 101

債務者 毛利 美憂

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第838号

栃木県真岡市東光寺3丁目21番地12

債務者 立花 翔

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年（フ）第860号

栃木県佐野市寺中町2300番地13、前住所栃木
県佐野市若宮下町1番地25 ハイパレスマ
ローベ5号棟

債務者 片柳 友幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第3号

栃木県宇都宮市駒生町2294番地8

債務者 佐藤 修一

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第12号

栃木県宇都宮市春日町7番1号 県営春日住
宅1号棟31号室

債務者 鹿島秀子こと 王 秀霞

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第2225号

千葉県船橋市習志野台5丁目25番6号
債務者 三橋 和海

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第9号

千葉県市原市辰巳台東3丁目13番地1 IT
ハイツ辰巳台205号室
債務者 佐々木雄太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(フ)第47号

千葉県市川市東大和田1丁目14番3号
(102号)
債務者 長谷川由起(旧姓村)

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第388号

千葉県佐倉市千成1丁目10番3号
債務者 高木 宣雄

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和8年(フ)第6号

千葉県四街道市四街道2丁目16番14-302号
SUNRISE四街道、前住所千葉県四街道
市栗山1083番地23 マロンハイツF202
債務者 松本 精一

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和8年(フ)第2号

島根県浜田市浅井町1429番地56、住民票上の
前住所熊本県熊本市中央区新屋敷2丁目17番
23号 フェリーチェ新屋敷201号室
債務者 三浦 桃香

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和7年(フ)第296号

沖縄県うるま市石川東山1丁目10番地15 東
山アパート1F
債務者 長田 豊

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第297号

沖縄県うるま市石川東山1丁目10番地15 東
山アパート1F
債務者 長田 秀子

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年(フ)第5号

北海道苫小牧市拓勇東町2丁目8番24号クリ
スタルコートB 101
債務者 齋藤 彰

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第1513号

仙台市宮城野区田子1丁目25番4-402号
債務者 八重樫香織(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第12号

仙台市宮城野区東仙台4丁目2番35号 コー
ポふじ203
債務者 秋田 大

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第58号

宮城県登米市中田町石森字前田88番地1 中
田定住促進住宅2号棟203号室
債務者 佐藤 幸子

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和8年(フ)第7号

茨城県石岡市旭台3丁目18番25号 福田住宅
F
債務者 長谷川 勝

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第116号

茨城県神栖市堀割1丁目17番24号
債務者 高島 明美

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第766号

栃木県宇都宮市八幡台17番23号
債務者 知久 隆司

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第815号

栃木県下都賀郡壬生町幸町3丁目7番6号
パールハイツ11 105
債務者 桃田 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第830号

栃木県宇都宮市陽南4丁目1番2号 宮原市
営住宅2号棟404号室
債務者 伊藤 譲

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第847号

栃木県鹿沼市油田町966番地14
債務者 船生 利子

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第850号

栃木県宇都宮市清原台4丁目20番36号 グリーンハウス笠井201、前住所大阪府大阪市生野区巽北2丁目6番19号 メゾンチャンス405号
債務者 角木 悠将

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第858号

栃木県宇都宮市大谷町137番地2
債務者 渡邊 晴美

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年(フ)第5号

千葉県四街道市大日466番地19(富士ハイツII202)
債務者 三上愛子こと LEE AEJA 李愛子(リ アイコ)

- 1 決定年月日時 令和8年1月23日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第750号

川崎市多摩区宿河原7丁目13番2-116号
債務者 宮原 政彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第751号

川崎市多摩区宿河原7丁目13番2-116号
債務者 宮原 悦子

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第893号

川崎市高津区諏訪2丁目14番10号 204
債務者 泉澤 秀浩

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第912号

川崎市麻生区高石4丁目16番18-201号
債務者 長嶺 孝章

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第9号

川崎市川崎区貝塚1丁目4番17-604号
ファインプレイス川崎
債務者 平賀 帝雅

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第604号

新潟市中央区西堀通1番町704番地
債務者 入沢 文旭

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第2号

石川県珠洲市上戸町南方工字77番地
債務者 久田 学

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
金沢地方裁判所輪島支部

令和7年(フ)第324号

福井県越前市帆山町第19号7番地の1
債務者 橋本 理惠

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第1号

福井市学園2丁目11番15号 ベルメゾン205
債務者 小山 雄一

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第222号

長野市篠ノ井杵淵963番地4、旧住所長野市中御所3丁目14番E-304号
債務者 志田原 孝

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第84号

長野県小諸市甲1574番地1 県営住宅東小諸団地3-104
債務者 高橋 重守

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第89号

長野県小諸市甲115番地11
債務者 日吉 桂麻

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第91号

長野県佐久市前山113番地8 泉団地B201
債務者 中澤 夢香

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和7年(フ)第476号

岐阜市柳津町上佐波西6丁目35番地 (アメニティ 210号室)
債務者 濱島 浩二

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第19号

静岡県葵区与一丁目1番23—8号
債務者 石谷 由貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第272号

静岡県富士市伝法89番地の16
債務者 戸島 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和6年（フ）第175号

滋賀県東近江市沖野5丁目5—5、住民票上の住所滋賀県東近江市東沖野五丁目10番11号、(前住所)滋賀県東近江市五個荘山本町508番地6

債務者 中村内装こと 中村 裕也

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第195号

滋賀県彦根市川瀬馬場町591番地
債務者 宮田 竜也

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第207号

滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121 救護施設ひのたに園、住民票上の住所滋賀県彦根市平田町397番地(201号)

債務者 芦田 典男

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第740号

岡山市中区中井1丁目14番1号 パルテール1—105

債務者 伊柳 康三

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第13号

岡山市南区福島1丁目11番3号 セジュールシルク202

債務者 矢口 菜月

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第155号

広島県三原市和田2丁目11番1号
債務者 播摩 久恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和8年（フ）第1号

広島県三原市小泉町22番地2 ビレッジハウス小泉1号棟302号室

債務者 坂本 清美

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和7年（フ）第307号

広島県福山市春日町7丁目8番41号 203、旧住所広島県福山市明神町2丁目11番26号8

債務者 津國 公男

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第10号

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番10号
今村アパート 1階北

債務者 廣田 瑞枝

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和8年（フ）第12号

愛媛県四国中央市中曾根町1242番地 森井ハイツ 201号、前住所愛媛県四国中央市金生町下分2205番地 川原田団地 6区47棟2号

債務者 合田かずみ

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和7年（フ）第67号

福岡県筑後市大字長浜1016番地1 長浜ヒルズ203号

債務者 立山 洋介

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和8年（フ）第6号

熊本県玉名市大浜町715番地4

債務者 村上 浩

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和8年（フ）第9号

宮崎市吉村町大町甲1935番地1 コーポYUZAN203号

債務者 富田しずく

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第605号

鹿児島市下伊敷1丁目15番12—63号、前住所東京都中野区野方2丁目62番6号 プライツサイドヒルズ 210

債務者 岡山 由香

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第647号

鹿児島県霧島市国分中央2丁目11番11-302号 夕日ヶ丘団地
債務者 杉尾 美保

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第9号

鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1丁目75番地525
債務者 穂満めぐみ

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和8年(フ)第4号

鹿児島県伊佐市大口上町37番地10 中島アパート2号、前住所鹿児島県伊佐市大口小木原688番地124
債務者 久田 祐介

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止の取消決定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が令和7年5月8日午後4時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、次のとおり決定する。

なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第213号

相模原市緑区小淵2167番地6
破産者 戸高 良人

- 1 決定年月日 令和8年1月23日午後4時
- 2 破産管財人 弁護士 松浦 薫
- 3 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 財産状況報告集会・計算報告集会・廃止意見聴取・免責審尋の期日 令和8年4月22日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続終結**令和5年(フ)第24号**

静岡県菊川市東横地566番地の1
破産者 株式会社セイキ建設

- 1 決定年月日 令和8年1月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和6年(フ)第1656号

さいたま市緑区太田窪1丁目26番13号
破産者 四季彩ホームこと S K S ジャパンホールディングス株式会社

- 1 決定年月日 令和8年1月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2098号

埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1234-5
破産者 中里 隆

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5061号

大阪府寝屋川市仁和寺本町3丁目9番17号
破産者 株式会社OKAZU総研

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第154号

熊本県阿蘇郡高森町大字高森1978番地の2
破産者 協同組合高森ショッピングセンター

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第94号

千葉県銚子市長塚町1丁目479番地 T S ハイツH号室
破産者 宇恵野政博

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第399号

東京都府中市幸町2丁目10番地の2ウィル203、住民票上の住所千葉県柏市関場町6番18-2号
破産者 上野 陽平

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第106号

高知市菜園場町4番11号
破産者 有限会社福乃屋

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第541号

熊本市中央区大江4丁目21番3号
破産者 株式会社キンキ

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定**令和7年(フ)第354号**

相模原市南区東林間5丁目18番1号 サンフィルトン403
破産者 藤井 隆典

- 1 決定年月日 令和8年1月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第1474号

名古屋市千種区星が丘元町14番60号 サンコート星ヶ丘204号
破産者 原田一ノ心

- 1 決定年月日 令和8年1月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第533号

北九州市小倉南区徳力6丁目7番10号
破産者 園田 剛

- 1 決定年月日 令和8年1月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第1985号

札幌市北区新川6条15丁目6番5-507号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似7条10丁目3番2号
破産者 辻村 真一

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第90号

茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台3丁目7番地5

破産者 菅原 守

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和6年（フ）第379号

山梨県甲府市徳行5丁目1番18号

破産者 志村 健次

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年（フ）第5062号

大阪府寝屋川市上神田1丁目19番30号（102号）、前住所大阪府寝屋川市高柳5丁目30番3号

破産者 室谷 和宏

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第273号

北九州市門司区大字伊川767番地4

破産者 西山 泰晴

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第67号

北海道苫小牧市元町2丁目4番14-301号、前住所北海道苫小牧市青葉町2丁目6番59号

破産者 辨野奈緒子

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和6年（フ）第761号

広島市佐伯区三宅3丁目24番37号

破産者 沖根 竜司

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和6年（フ）第671号

熊本市東区石原2丁目5番41号

破産者 中山 隆文

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（フ）第277号

熊本県上益城郡益城町大字小池2297番地7

破産者 山田 秀子

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年（フ）第304号

鹿児島市堀江町9番10号 カベラホリエ602号

破産者 福元 弘晃

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午前11時30分
令和8年1月27日
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第41号

岩手県久慈市旭町第7地割97番地8 ヴィラササキ A号

破産者 沢里 美穂

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月13日午前11時20分
令和8年1月27日 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年（フ）第1631号

大阪市北区大淀中5丁目12番49号 メイビスタ大淀 601号室

破産者 木田 知孝

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月28日午後1時40分
令和8年1月28日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5370号

大阪市淀川区宮原1丁目19番8-A711号

破産者 稲葉英姫こと 朴 英姫

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時10分
令和8年1月28日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1925号

横浜市磯子区磯子6丁目15番22号

破産者 太田 裕二

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午前10時10分
令和8年1月29日
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第284号

埼玉県ふじみ野市苗圃340番地22、破産手続開始時の住所埼玉県川越市大字砂407番地1（サングレース305号室）

破産者 松井 佳子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午後1時30分
令和8年1月28日
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第61号

宮城県角田市角田字町田294番地4

破産者 小形 正則

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午前11時45分
令和8年1月28日
仙台地方裁判所大河原支部

令和5年（フ）第3543号

大阪市西淀川区御幣島3-16-25-1F、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区塚本2丁目14番17-1003号

破産者 株式会社エムエスジー

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午後3時
令和8年1月29日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第266号

大阪市中央区南船場4丁目10番5号 南船場SOHOビル702

破産者 ワールド・スピリッツ株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後1時50分
令和8年1月28日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第64号

山口県宇部市大字西岐波1954番地2

破産者 井上 守

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午後1時30分
令和8年1月28日 山口地方裁判所宇部支部

令和6年（フ）第350号

高知市横浜3番地5 ヴィラナリー高知2号棟503、開始決定時の住所高知市春野町南ヶ丘3丁目5番地8

破産者 結城 一輝

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月28日午前10時40分
令和8年1月28日 高知地方裁判所破産係

令和7年（フ）第146号

高知市福井町851番地

破産者 高橋 哲也

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午前10時50分
令和8年1月28日 高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第15号

大分県竹田市荻町恵良原730番地7

破産者 岩下 成司

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後1時30分

令和8年1月27日

大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和7年(フ)第91号

鹿児島市本名町1102番地

破産者 有限会社寿屋

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月19日午前11時

令和8年1月27日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第92号鹿児島県始良市東餅田1162番地15 コーポ
キャラウェイ202号、開始決定時の住所鹿児島
島市清和3丁目25番2号

破産者 古江 功二

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月19日午前11時

令和8年1月27日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第81号

兵庫県多可郡多可町加美区鳥羽245番地2

破産者 Deli x Gallery 753

こと 中村 豊子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午後1時30分

令和8年1月28日

神戸地方裁判所社支部

令和6年(フ)第1291号

宮城県塩竈市藤倉2丁目16番41-201号

ヴェルドミール藤倉

破産者 鈴木 彰

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月27日午後1時30分

令和8年1月29日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第221号

神戸市西区竹の台1丁目9番地の4

破産者 原田美紀子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月14日午前11時50分

令和8年1月28日

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第953号代替住所A(旧住所 仙台市青葉区上杉6-
8-28 スカイビュー上杉603)、住民票上の
住所宮城県多賀城市大代6丁目1番29号

破産者 山崎 稜馬

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午前10時45分

令和8年1月29日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第557号

相模原市中央区淵野辺本町5丁目12番34号

グランパリエK102

破産者 塩野 翔一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月28日午後2時

令和8年1月27日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第245号

山梨県甲府市横根町474番地3

破産者 マルヨシ自動車株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後1時30分

令和8年1月28日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第246号

山梨県甲府市和戸町1048番地9

破産者 吉村 真一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後1時30分

令和8年1月28日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第186号長野県松本市浅間温泉2丁目14番32号 マル
ベリーヴィラA102

破産者 小平 真帆

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月20日午前10時30分

令和8年1月30日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第521号大阪府岸和田市畑町1丁目22番16号、破産手
続開始決定時の住所大阪府貝塚市橋本366番
地12

破産者 隅野 文成

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月20日午後2時

令和8年1月29日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第15号

長野県上伊那郡箕輪町大字箕輪8295番地4

破産者 メイマーズ株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月3日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午前10時30分

令和8年1月30日

長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第65号福岡県大牟田市大字草木229番地11 ハイッ
タダクマII 101号、前住所福岡県大牟田市
大字橋1120番地3

破産者 田中 政博

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午後1時30分

令和8年1月29日

福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第116号長崎県大村市坂口町468番地1 エクリュ大
塚・坂口4号棟

破産者 中島 和彦

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月13日午前10時5分

令和8年1月29日

長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第645号

熊本市東区御領6丁目3番70号

破産者 有限会社アクティブ機工

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月16日午後1時30分

令和8年1月29日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第4306号大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘3丁目11番地の
12

破産者 岡 浩一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月27日午後1時40分

令和8年1月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第769号

北九州市八幡西区馬場山東2丁目4番31号

破産者 末永 亮

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月16日午後1時30分

令和8年1月28日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第2480号

大阪府大正区平尾5丁目10番17号

破産者 平尾本通商店街振興組合

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月13日午後2時50分

令和8年1月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1480号埼玉県上尾市春日1丁目2番17号 エビデン
ス上尾206、開始決定時の住所埼玉県上尾市
柏座1丁目2番3号 アゼリア・シティ上尾
3-202

破産者 田村 栄三

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午後2時

令和8年1月29日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第89号

高知県室戸市浮津497番地

破産者 米澤 善吾

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午前10時10分

令和8年1月30日

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第226号

高知市高須東町6番25-307号

破産者 小笠原まり

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月22日午前10時

令和8年1月30日

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第35号

岡山県津山市小原126-4 コンフォート105号室、破産手続開始決定時の住所岡山県津山市椿高下101番地1 グランディオス椿高下303号室

破産者 大野 浩之

- 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 一般調査期日 令和8年5月18日午後3時
令和8年1月28日 岡山地方裁判所津山支部

債権者集会招集及び破産債権の届出期間

令和7年(フ)第1270号

千葉市中央区生実町2154番地29、開始決定時の住所千葉市中央区本千葉町5番6号 アーバンパレス706号

破産者 佐藤 輝美(旧姓田口)

- 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前10時20分
- 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
令和8年1月28日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第330号

宮崎市川原町6番11号 旭グリーンマンション202号

破産者 山本 健二

- 異議申述期間 令和8年3月13日まで
令和8年1月30日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第137号

宮崎県延岡市本小路195番地21

破産者 岩崎 全将

- 異議申述期間 令和8年3月13日まで
令和8年1月30日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第183号

大阪府八尾市恩智中町1丁目81番地 サンライズビル306号

破産者 川畑 克仁

- 異議申述期間 令和8年3月26日まで
令和8年1月29日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可申立てに関する意見
申述期間

令和7年(フ)第5476号

東京都中央区築地1丁目13-5-2109

破産者 小田 隆雄

- 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
令和8年1月30日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1003号

山形県寒河江市中央工業団地156番地の8

清算株式会社 東北重研工業株式会社

- 決定年月日 令和8年1月6日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第2053号

東京都渋谷区神宮前1丁目6番地15号原宿ジュネスビル2階

清算株式会社 株式会社NCITL

- 決定年月日 令和8年1月23日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第15号

徳島県阿南市津乃峰町東分343番地

清算株式会社 津峯観光株式会社

- 決定年月日 令和8年1月26日
- 主文 本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第1号

茨城県北相馬郡利根町大字横須賀533番地1

清算株式会社 株式会社神原

代表清算人 神原 令子

- 決定年月日 令和8年1月26日
- 主文 次の協定を認可する。

協定

- 協定債権者は、協定の認可決定確定時に、清算株式会社に対し、協定債権全額について、その債務を免除する。
- 前項の免除後、清算株式会社になされた財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第1013号

名古屋市港区宝神1丁目128番地

清算株式会社 KRC管財株式会社

代表清算人 袋田 清志

- 決定年月日 令和8年1月27日
- 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権者一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、同別表記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和6年11月30日以降の利息・損害金債権の全額とする。

第2 共益的債権及び優先債権

特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。

第3 協定債権の弁済及び権利の変更

- 清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日に、協定債権者全員から、協定債権(特別清算開始決定後の利息・遅延損害金を含む。以下同じ。)の全額について免除を受ける。協定に基づく弁済は行わない。
- 第1項の免除後、清算株式会社になされた財産が発見された場合は、これを清算株式会社が発見したうえで、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

名古屋地方裁判所民事第2部

(別表)

債権者一覧表

(単位:円)

	債権者名	種類	元金	利息・損害金(※1)	合計額(議決権額)
1	日本政策金融公庫・国民生活事業	借入金	14,502,674	794,117	15,296,791
2	名古屋市信用保証協会	借入金	45,891,266	1,378,844	47,270,110
3	保証協会債権回収(委託者:愛知県信用保証協会)	借入金	27,255,524	998,807	28,254,331
合計			87,649,464	3,171,768	90,821,232

※1 2024年11月29日までの利息・損害金

決議に付する決定**令和7年（再）第1号**

愛知県犬山市大字羽黒字古市場6番地
再生債務者 小弓鶴酒造株式会社

- 1 決議に付する計画案 令和7年12月26日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 書面投票期間 令和8年3月2日まで
- 3 議決権不統一行使の通知期限 令和8年2月16日
令和8年1月27日

名古屋地方裁判所一宮支部

再生計画認可**令和7年（再）第1号**

石川県七尾市田鶴浜町卜部61番地
再生債務者 株式会社ビーエフE

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和8年1月26日 金沢地方裁判所七尾支部

小規模個人再生による再生手続開始**令和8年（再イ）第2号**

岐阜県土岐市曾木町2518番地の1
再生債務者 中島 優

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（再イ）第25号

愛知県豊川市御油町汲ヶ谷173番地
再生債務者 入濱 健一

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月26日から令和8年3月5日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（再イ）第313号

札幌市西区山の手3条1丁目1番3—402号
再生債務者 藤井 匠

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第1号

北海道室蘭市高砂町1丁目48番5号
再生債務者 阿部めぐみ

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年（再イ）第22号

北海道苫小牧市はまなす町1丁目12番14号
再生債務者 小林 正樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和8年（再イ）第2号

愛媛県松山市御幸1丁目599番地28
再生債務者 栗林 遼

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

松山地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第3号

北海道河東郡音更町木野東通2丁目10番地7
ラ・パーチェ木野東105

再生債務者 鈴木 宏幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年（再イ）第124号

千葉県野田市中里449番地の2
再生債務者 大戸さくら

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月17日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（再イ）第5号

千葉県柏市大津ヶ丘4丁目20番地8
再生債務者 鈴木 雄大

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月17日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（再イ）第65号

相模原市中央区清新5丁目14番18—203号
再生債務者 谷崎 結子

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（再イ）第5号

静岡県掛川市国安1490番地の5
再生債務者 赤堀 龍太

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月30日まで

静岡地方裁判所掛川支部

令和7年（再イ）第94号

大阪府和泉市いぶき野5丁目5番1—311号
再生債務者 清水 孝祐

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月18日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第118号

福岡県遠賀郡岡垣町吉木東1丁目11番7—1号
再生債務者 松村 菜由子

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第95号

仙台市泉区南光台7丁目1番78—502号
再生債務者 野田 和洋

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第109号

宮城県黒川郡大郷町鶉崎字原45番地の13 高崎団地2—6
再生債務者 千坂 裕美

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第60号

埼玉県深谷市上柴町西5丁目10番地25 シ
ティハイムグリーン203号

再生債務者 佐藤 紀秋

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年4月2日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第597号

東京都江戸川区鹿骨1-20-11

再生債務者 町田 佳司

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年4月2日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第221号

横浜市港南区日野3丁目4番8-320号

再生債務者 鈴木 楓也

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第92号

川崎市川崎区貝塚2丁目14番4号 パークハ
イム川崎 202

再生債務者 横山 珠美

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（再イ）第5号

川崎市麻生区下麻生3丁目24番14-2号

再生債務者 菅原 桂介

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月26日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第33号

長野市大字富竹376番地2

再生債務者 山田 俊樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第24号

岐阜県可児市みずぎケ丘4丁目39番地

再生債務者 三宅 秀和

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和8年（再イ）第2号

岐阜県可児市緑ヶ丘5丁目170番地

再生債務者 池田賢史郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和8年（再イ）第2号

京都市伏見区横大路下三栖東ノ口1番地2

レ・ジェイド伏見中書島 210号室

再生債務者 藤村 恭子

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月16日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第443号

大阪府門真市一番町6番5-204号

再生債務者 佐藤 久美

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第568号

大阪府寝屋川市木田町9番19号

再生債務者 森本 康太

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第110号

堺市堺区中之町東4丁目3番2号

再生債務者 徳永 将寿

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年（再イ）第113号

堺市南区桃山台1丁目3番8-308号

再生債務者 水上 姫乃（旧姓大津）

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和8年（再イ）第8号

大阪府岸和田市上野町東1番31-203号

再生債務者 脇川 夏季

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第126号

兵庫県加古川市別府町新野辺2614番地ラポー
ル新野辺201号（従前住所）愛知県大府市共
和町5-19アネックス豊V101号

再生債務者 山本 龍

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年4月2日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（再イ）第7号

兵庫県加古川市野口町坂井122番地の12

再生債務者 中田 昌代

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年4月2日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第54号

和歌山県橋本市高野口町大野549番地の6

再生債務者 Hair greenこと 深井
奈都子

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第26号

沖縄県うるま市字具志川2888番地 具志川東住宅5-307

再生債務者 石川沙耶花

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年3月19日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(再イ)第28号

山形県上山市宮脇658番地(805号)

再生債務者 大和 麻美

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第30号

山形県東根市大字羽入2164番地690

再生債務者 尾崎 秀佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

山形地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第55号

茨城県石岡市柿岡1230番地28

再生債務者 久保木昌徳

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年4月3日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第37号

群馬県前橋市上泉町3149番地1

再生債務者 遠山 祐貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年4月3日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第103号

新潟市西区木山565番地2

再生債務者 小竹 俊文

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年4月3日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第41号

富山県中新川郡立山町道源寺495番地12

再生債務者 望月 樹志

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第16号

香川県三豊市高瀬町上高瀬454番地

再生債務者 小野 幸章

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前9時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

高松地方裁判所観音寺支部

小規模個人再生による再生計画取消**平成29年(再イ)第7号**

岐阜県可児市川合488番地 ラフィーネダイワ301

再生債務者 藤芳 逸夫

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
 - 2 理由の要旨 平成30年3月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。
- 令和8年1月30日 岐阜地方裁判所御嵩支部

小規模個人再生による再生手続廃止**令和7年(再イ)第1号**

札幌市白石区北郷3条5丁目1番15号

再生債務者 明石 満

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
 - 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。
- 令和8年1月30日

札幌地方裁判所民事第4部

給与所得者等再生による再生手続開始**令和7年(再口)第10047号**

東京都足立区平野2-4-15

再生債務者 高橋 亨

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月12日から令和8年4月2日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第35号

大阪府東大阪市西上小阪15番1-1002号

再生債務者 北岡 真

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再口)第1号

新潟県上越市安塚区松崎2670番地5

再生債務者 秋山 雄次

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年4月3日まで

新潟地方裁判所高田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**令和7年(再口)第3号**

福島県西白河郡西郷村字道南西73番地1 アパートメントハウスブルームB-201

再生債務者 小柳 光範

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月18日付け再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和8年2月20日まで
- 令和8年1月30日

福島地方裁判所白河支部再生係

令和7年(再口)第3号

静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪611番地の1

再生債務者 今野 正悦

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月18日付け再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和8年2月20日まで
- 令和8年1月30日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再口)第2号

鹿児島県志布志市志布志町志布志402番地9

再生債務者 宝田 幸彦

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月19日付け再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和8年2月24日まで
- 令和8年1月26日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和7年(再口)第23号

大阪府枚方市楠葉面取町1丁目22番2-107号

再生債務者 山根 一真

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月13日付け再生計画案
 - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 - 3 2の書面の提出期間 令和8年2月26日まで
- 令和8年1月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再口)第11号

広島市中区舟入中町12番33—804号
再生債務者 吉見 彰弘

- 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年2月27日まで
令和8年1月30日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再口)第11号

京都府宇治市五ヶ庄大林25番地の173
再生債務者 杉谷 晋一

- 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月7日付け再生計画案
- 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 2の書面の提出期間 令和8年3月2日まで
令和8年1月30日

京都地方裁判所第5民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再口)第10030号

東京都多摩市一ノ宮1—26—6—902
再生債務者 入倉 健

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年1月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月29日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再口)第6号

神奈川県小田原市中里7番地の39
再生債務者 小室 利幸

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年1月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年1月30日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第6号

山形県米沢市駅前3丁目5番22号かなつビル506号室

申立人 藤巻ルリ子
(最後の住所兼不動産登記記録上の住所) 山形県米沢市万世町立沢10370番地
所有者 藤巻 農夫
届出期間満了日 令和8年3月27日

令和8年1月27日 山形地方裁判所米沢支部
(別紙) 物件目録

- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10350番
地目 原野
地積 26平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10370番
地目 宅地
地積 456.19平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10370番1
地目 原野
地積 24平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10370番2
地目 原野
地積 22平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10372番
地目 畑
地積 535平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10372番乙
地目 原野
地積 23平方メートル

- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10375番
地目 原野
地積 62平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10377番
地目 原野
地積 33平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10377番1
地目 原野
地積 122平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地
地番 10377番1のロ
地目 宅地
地積 42.97平方メートル
- 所在 米沢市万世町立沢字立沢宅地10370番地
家屋番号 10370番
種類 居宅・作業場
構造 木造カラー鉄板葺2階建
床面積 1階 141.18平方メートル
2階 38.50平方メートル
不明所有者藤巻農夫 共有持分2分の1
- 米沢市万世町立沢字立沢宅地10370番の土地上の未登記家屋
調査床面積 83.22平方メートル
- 米沢市万世町立沢字立沢宅地10372番の土地上の未登記家屋
調査床面積 104.12平方メートル

令和7年(チ)第25号

横浜市中区本町6丁目50番地の10
申立人 横浜市長 山中 竹春
住所・居所 不明
(最後の住所) 横浜市戸塚区影取町24番地5
共有者 志賀まさ子
住所・居所 不明
(最後の住所) 横浜市戸塚区影取町24番地5
共有者 志賀 正枝
届出期間満了日 令和8年3月30日
令和8年1月28日

横浜地方裁判所第3民事部

(別紙) 物件目録

- 土地
所在 横浜市戸塚区影取町字鉄砲宿
地番 24番5
地目 宅地
地積 152.00平方メートル
志賀まさ子持分 2分の1
志賀 正枝持分 2分の1
- 建物
所在 横浜市戸塚区影取町字鉄砲宿24番地5
家屋番号 24番5
種類 店舗 居宅
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
床面積 1階 47.78平方メートル
2階及び3階 各43.74平方メートル
志賀まさ子持分 2分の1
志賀 正枝持分 2分の1

令和7年(チ)第76号

大阪市淀川区東三国4丁目11番2号
申立人 バイ&リース株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録(土地)上の住所) 東京都中野区東中野5丁目17番26号
(不動産登記記録(建物)上の住所) 大阪市東淀川区宮原町302番地
所有者 大島 美治
届出期間満了日 令和8年4月3日
令和8年1月27日 大阪地方裁判所
(別紙) 物件目録

- 所在 大阪市淀川区宮原2丁目
地番 11番12
地目 宅地
地積 57.85平方メートル
- 所在 大阪市淀川区宮原2丁目11番地12
家屋番号 11番12
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 29.45平方メートル

令和7年(子)第15号

北九州市小倉北区内1番1号
申立人 北九州市長 武内 和久
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 北九州市八幡東区荒手2丁目14番27号
所有者 亡土屋信行相続財産(不動産登記記録上の氏名 土屋 信行)
届出期間満了日 令和8年3月23日
令和8年1月27日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
(別紙) 物件目録
1 所在 北九州市八幡東区荒手2丁目
地番 1729番173
地目 宅地
地積 147.55平方メートル
2 所在 北九州市八幡東区荒手2丁目1729番地173
家屋番号 1729番173
種類 居宅
構造 木造スレート葺2階建
床面積 1階 49.68平方メートル
2階 42.23平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第7号

岐阜市次木369番地1 クレールYOU102号
申立人 堀 廣子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 名古屋市西区明道町14番地
所有者 富田 忠士
届出期間満了日 令和8年3月27日
令和8年1月27日

名古屋地方裁判所一宮支部
(別紙) 物件目録
所在 愛知県犬山市字郷西
地番 76番7
地目 宅地
地積 155.37平方メートル

令和8年(子)第1号

三重県津市広明町13番地
申立人 三重県 代表者知事 一見 勝之
住所・居所 不明
(喜多村嘉三郎の評価証明書上の住所) 三重県松阪市本町
所有者 喜多村嘉三郎
届出期間満了日 令和8年3月27日
令和8年1月27日 津地方裁判所松阪支部
(別紙) 物件目録

1 所在 松阪市飯南町横野字林谷
地番 114番
地目 山林
地積 85平方メートル

令和7年(子)第4号

神戸市東灘区森北町4丁目18番20号メゾン森北101号
申立人 鈴木 徹
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大阪市北区太融寺町2番22号
(商業登記記録上の住所) 大阪市中央区北浜3丁目2番12号

所有者 岩谷不動産販売株式会社
届出期間満了日 令和8年3月23日
令和8年1月26日 神戸地方裁判所洲本支部
(別紙) 物件目録
所在 淡路市岩屋字松帆
地番 1875番2
地目 原野
地積 0.15平方メートル

令和7年(子)第9号

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2
申立人 松山市 代表者市長 野志 克仁
住所・居所 不明
(最後の住所) 不明
所有者 松岡甚之衛
届出期間満了日 令和8年3月26日
令和8年1月26日 松山地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 松山市久谷町
地番 甲2366番
地目 墳墓地
地積 135平方メートル

令和7年(子)第11号

宮崎県都城市菖蒲原町30号14番地2
申立人 仲道 展久
住所・居所 不明
共有者 渡辺 安次
住所・居所 不明
共有者 渡辺 勘七
住所・居所 不明
共有者 西森勘次郎
届出期間満了日 令和8年3月27日

令和8年1月27日 福岡地方裁判所八女支部
(別紙) 物件目録
所在 八女郡広川町大字川上字久保
地番 741番2
地目 原野
地積 551平方メートル
共有者 渡辺 安次持分 3分の1
共有者 渡辺 勘七持分 3分の1
共有者 西森勘次郎持分 3分の1

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第8号

岐阜県羽島市小籠町3丁目458番地
申立人 大橋 孝
亡嵯峨崎始の最後の住所 岐阜県羽島市小籠町3丁目458番地
所有者 亡嵯峨崎始相続財産
届出期間満了日 令和8年3月27日
令和8年1月27日 岐阜地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 羽島市小籠町3丁目458番地
家屋番号 (未登記につきなし)
種類 居宅(専用住宅)
構造 木造瓦葺平家建
床面積 82.71平方メートル

令和7年(子)第60号

大阪市阿倍野区西田辺町1丁目20-3
申立人 毎川 君枝
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大阪市阿倍野区西田辺町48番地の1
所有者 福岡 節子
届出期間満了日 令和8年3月31日
令和8年1月27日 大阪地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 大阪市阿倍野区西田辺町48番地の1
家屋番号 134番の3
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 25.32平方メートル

令和7年(子)第15号

大分市荷揚町2番31号
申立人 大分市長 足立 信也
住所・居所 不明
所有者 氏名不詳
届出期間満了日 令和8年3月26日
令和8年1月28日 大分地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 大分市大字細字大藤屋敷353番地1、352番地1
家屋番号 (未登記)
種類 居宅
構造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 約204.35平方メートル
2階 約16.00平方メートル

会社に関するお知らせ**合併公告**

本記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散するものといたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和7年6月17日付、官報(号外第1333号)甲は1811頁、乙は164頁にそれぞれ掲載しております。
令和八年1月九日

北海道苫小牧市字勇弘1四九番地10

(甲) 旭新運輸株式会社

代表取締役 廿日出 崇

北海道釧路市阿寒町新町1丁目七番八号

(乙) 釧十運輸株式会社

代表取締役 廿日出 崇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十五日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十五日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十五日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十五日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十五日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十五日

令和八年二月九日

東京都港区虎ノ門一丁目二番一九号

(甲) P C I ソリューションズ株式会社

代表取締役社長 沼田 昌昭

大阪府大阪市西区北堀江一丁目五番二号

(乙) 株式会社エヌエスアール

代表取締役 金澤 保之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十九日

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.senkgroup.co.jp/>

(乙) <https://www.senkgroup.co.jp/>

令和八年二月九日

東京都台東区上野七丁目六番五号

(甲) 株式会社イエノナカカンパニー

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(乙) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(甲) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(乙) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(甲) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(乙) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(甲) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(乙) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(甲) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(乙) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(甲) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(乙) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(甲) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号

(乙) 株式会社インビザ

代表取締役 大串 浩章

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十一日

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(甲) https://www.hosoda.co.jp/assets/hsd_newsentry/hsd_newsentry-pdf-316.pdf

(乙) https://www.hosoda.co.jp/assets/hsd_newsentry/hsd_newsentry-pdf-317.pdf

令和八年二月九日

東京都杉並区阿佐谷南三丁目三五番二一〇号

(甲) 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎

(乙) 株式会社細田カヌタマ 代表取締役 澤田 佳治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(甲) https://www.tsk-g.co.jp/

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月六日

掲載頁 一三九頁(号外第一二五号) 令和八年二月九日

東京都江東区佐賀一丁目三番七号

(甲) 月島ジェイテクノメンテサービス 株式会社 代表取締役 伊藤 道夫

(乙) 千葉市中央区中央二丁目五番一五号 東日本エンジニアリング株式会社 代表取締役 堀江 謙治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 一五六頁(号外第一六六号) 令和八年二月九日

東京都品川区大崎一丁目一番一〇号

(甲) 株式会社日本製鋼所 代表取締役 松尾 敏夫

(乙) 北海道室蘭市茶津町四番地 日本製鋼所 M&E 株式会社 代表取締役 上田 奏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十四日

掲載頁 一二七頁(号外第一四一〇号) 令和八年二月九日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目五番五号

(甲) 株式会社ジェイアール東日本企画 代表取締役 石川 明彦

(乙) 長野県塩尻市大門一番町七番 株式会社 J R 東日本企画 P R O H O U S E 代表取締役 本間 智之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月九日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字夫婦石 九七五番地二九

(甲) 株式会社軽井沢衛生企業 代表取締役 尾沼 好博

(乙) 有限会社中部設備 代表取締役 尾沼 好博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年四月二十三日

掲載頁 八十二頁(号外第九十一号) 令和八年二月九日

岡山市中区国富二丁目二番一三三〇号

(甲) 株式会社両備エネシス 代表取締役 松田 敏之

(乙) 岡山県津山市二宮五九八番地 株式会社青野石油店 代表取締役 松田 敏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十一月十四日

掲載頁 九十一頁(号外第二五一〇号) 令和八年二月九日

沖縄県浦添市伊祖一丁目二番二二〇一〇号

(甲) 株式会社湧開 代表取締役 平良 定

(乙) 株式会社 M K 代表取締役 平良 定

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲が営む道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに外局(本庁を除く)及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。 令和八年二月九日

東京都港区芝五丁目七番一〇号

(甲) 日本電気株式会社 取締役代表執行役社長 森田 隆之

(乙) N E S I C ホールディングス株式会社 代表取締役社長 牛島 祐之

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は日本電気株式会社から承継する同社が宮城県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに外局（本庁を除く）及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業に関する有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月四日 掲載頁 七十八頁(号外第一五四号)

令和八年二月九日 東京都港区芝浦三丁目九番一四号

(甲) N E S I C ホールディングス株式会社 代表取締役社長 牛島 祐之

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

(乙) N E C ネットエスアイ株式会社 代表取締役執行役員社長 大野 道生

左記会社は令和八年四月一日を効力発生日として吸収分割をし、甲は乙の医療ソリューション事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日 東京都世田谷区上北沢五丁目三七番一八号

(甲) キーウェアメデイカル株式会社 代表取締役 山森 淳

東京都世田谷区上北沢五丁目三七番一八号

(乙) キーウェアソリューションズ株式会社 代表取締役 三田 昌弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のシェアオフイ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月十九日 掲載頁 二一七頁(号外第一三六号)

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日 東京都港区芝浦一丁目一番一號

(甲) 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾 大作

東京都千代田区内幸町一丁目一番三號

(乙) 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役 小早川智明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が東京本社にて展開する事業(プロダクト事業、システムソリューション事業)及びその管理事業に関する有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十三日 掲載頁 五十四頁(号外第六号)

令和八年二月九日 東京都品川区大井一丁目四七番一號

(甲) 株式会社S I C テック 代表取締役 倉石 晃壮

長野県長野市鶴賀四〇五番地一

(乙) 株式会社S I C システム 代表取締役 倉石 晃壮

左記会社は吸収分割して甲は乙に甲発行に係る社債の管理事業に関する権利義務を承継させ乙はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十一日であり、甲は会社法第七八四条第一項、乙は会社法第七九六条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日 東京都中央区佃二丁目一番六号

(甲) 三井住友建設株式会社 代表取締役 柴田 敏雄

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二號

(乙) インフロニア・ホールディングス株式会社 代表執行役 岐部 一誠

当社(甲)は、吸収分割によりマクセル株式会社(乙)、住所東京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉一(番地)の光学・システム事業本部が営む光学レンズユニット事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月十七日 掲載頁 一七〇頁(号外第一三三三号)

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日 横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四番地

マクセルフロンティア株式会社 代表取締役 尾藤 智美

当社(甲)は、吸収分割により株式会社ニッスの岩手県陸前高田市におけるサーモン類養殖事業化試験に関する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月三日 掲載頁 四十頁(号外第一五二二号)

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日 鳥取県境港市竹内団地二〇五番地

弓ヶ浜水産株式会社 代表取締役 鶴岡比呂志

当社(甲)は、吸収分割により牧港建設株式会社(乙)、住所沖縄県浦添市伊祖一丁目二番二一(二〇一)の不動産事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業及び附帯する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十一月十四日 掲載頁 九十一頁(号外第二五一号)

令和八年二月九日 沖縄県浦添市伊祖一丁目二番二一〇一号

株式会社M K 代表取締役 平良 定

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号はワンワールド・ジャパン株式会社とします。

この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日 埼玉県狭山市大字青柳一三四番地の一三八

ワンワールド・ジャパン合同会社 代表社員 中津 晃一

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社SEKITOとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
埼玉県越谷市袋山一二一五―八ヨシカネ大袋ビル二〇一
合同会社SEKITO
代表社員 浦山 哲哉

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
東京都新宿区西新宿八丁目三番一―号西新宿GFビル二F
合同会社CWB
代表社員 藤波 拳矢

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一―号西新宿水間ビル二F
合同会社VLGworks
代表社員 武田 寛

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
東京都渋谷区南平台町二―一六―三〇一 Made in Earth合同会社
代表社員 木下 勝世

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
東京都千代田区大手町二丁目六番四号
東京海上スマートモビリティ株式会社
代表取締役 原田 秀美

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

神奈川県横浜市金沢区泥亀二丁目一三番一―号日本ポウリングサービス合同会社
代表社員 株式会社スポルト
職務執行者 安井淳一郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
大阪府大阪市福島区福島四丁目八番二七号六〇三号室
明月天心合同会社
代表社員 陳 沫

組織変更公告

当組合は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
大分県宇佐市大字長洲九〇―番地の二
農事組合法人周防営農組合
理事 永岡 徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月一日
掲載頁 一二七頁(号外第一七六号)
令和八年二月九日

東京都千代田区大手町二丁目六番四号
東京海上スマートモビリティ株式会社
代表取締役 原田 秀美

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二一五五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日
東京都千代田区大手町一丁目九番二―号
榊原ホールディングス株式会社
代表取締役 後藤 伸之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日
東京都千代田区神田三崎町二丁目二一―六
GaiAForce Building 四階
株式会社Apollo
代表取締役 菅澤 孝平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億二千四百九十一万四千円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.oceanic-constellations.com/e-public-notice/
令和八年二月九日
神奈川県鎌倉市御成町八番二八号
株式会社Oceanic Constellations
代表取締役 小畑 実昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十四日
掲載頁 一二〇頁(号外第一六一号)

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

新潟県新潟市中央区竜が島一丁目七番一―四号日本海アセットマネジメント株式会社
代表取締役 佐藤 紳文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十四日
掲載頁 九十四頁(号外第一四一―号)
令和八年二月九日
大阪府門真市大字門真一〇〇六番地
三洋電機株式会社
代表取締役社長 阿部 克己

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年一月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日
大阪府中央区南久宝寺町四丁目五番六号三階
PH Med Tech株式会社
代表取締役 荒川 眞

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億二千万円減少し、その他資本剰余金の額を二十四億二千万円増加し、それぞれ八千万円、二十四億二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 一二七頁(号外第一七〇号)
令和八年二月九日
大阪府中央区南本町二丁目五番七号
ユニチカトレーディング株式会社
代表取締役 芦田 直彦

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二五〇〇万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kshikuma.kyoto/

令和八年二月九日

大阪府大阪市中央区内平野町一丁目一五

株式会社キシクマ

代表取締役 中村 康児

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し三百万円とするにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十日であり、株主総会の決議は、令和八年一月九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月九日

鳥取県鳥取市緑ヶ丘三丁目一四番五号

有限会社鳥取県板金センター

代表取締役 濱 勇二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し九百五十万円とするにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月一日に終了しております。

令和八年二月九日

岡山県倉敷市西中新田六一九番地一

有限会社リバーティンアージュ

代表取締役 山川 幸伸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千三百万円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月三日に終了しております。

令和八年二月九日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年七月十日

掲載頁 七十一頁(号外第一五九号)

令和八年二月九日

大分県杵築市大字本庄一四五三番地の一

株式会社ジェイエイフーズおいた

代表取締役 大塚 修司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し、八百万円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月九日

沖縄県島尻郡八重瀬町字世名城一三九番地

有限会社平義建設

取締役 平田 博之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億七千六百七十二万四千六百十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

令和八年二月九日

https://www.all-right.co.jp

東京都中央区八丁堀二丁目二四番三号

株式会社 All Right

代表取締役 池端 修

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

東京都港区海岸一丁目七番一号

S B モバイルサービス株式会社

代表取締役 高洲 史弥

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月九日

札幌市厚別区厚別中央五条二丁目六番五号

株式会社中央電子

代表取締役 松浦 悦雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

M U F G G M O セキュリティ株式会社

代表取締役社長 浜根 吉男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千九百九十四万六千八百八十円、資本準備金の額を四億二千八百二十八万二千四百三十三円減少し、それぞれ五千万円、七千八百八十一万二千二百四十七円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の決議は令和八年二月六日に終了しております。

令和八年二月九日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

官報

掲載の日付 令和七年七月一日

掲載頁 九十三頁(号外第一五〇号)

令和八年二月九日

東京都千代田区神田紺屋町一一番地

株式会社ナビック

代表取締役 高津 智仁

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年二月九日

東京都港区海岸一丁目七番一号

S B モバイルサービス株式会社

代表取締役 高洲 史弥

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月九日

東京都立川市曙町二丁目三四番七号

株式会社カンテック

代表取締役社長 桂 耕史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月九日

東京都新宿区西新宿三丁目二番一〇号

株式会社アベックス・インターナショナル

代表取締役 千嶋 達也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月九日

東京都江戸川区南小岩七丁目三四番七号

株式会社ツノダ

代表取締役 角田 正敏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

東京都文京区湯島二丁目一六番一―号

株式会社イノメディックス
代表取締役 二之宮義泰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

東京都文京区本駒込二丁目二九番二四号

スター・プロダクト株式会社
代表取締役 金子 勝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

神奈川県藤沢市本町一丁目三番三七号

株式会社藤沢小型自動車部品商会
代表取締役 丸山 努

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

新潟市中央区大島一六〇七番地三

株式会社アベックス・インターナショナル新潟
代表取締役 塩谷 禎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

静岡県富士市今泉三八三番地の五

株式会社ミズ・バラエティー
代表取締役 栗田 佳幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

名古屋市西区康生通二丁目二六番地

株式会社A P E X
代表取締役 堀内 大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

大阪府中央区備後町三丁目四番八号

福永繊維株式会社
代表取締役 松尾 康江

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和八年二月九日

兵庫県西宮市甲子園七番町一九番三三号

株式会社夕立荘
代表取締役 島田 昭一

限定承認公告

本籍東京都練馬区上石神井三丁目一―番地二〇、最後の住所東京都品川区東品川四丁目一―番三六―二五二九号

被相続人 亡 澄川 重敏
右被相続人は令和七年三月五日死亡し、その相続人は令和八年一月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月九日
東京都港区西新橋一―二―八西新橋中ビル五階
相続財産清算人 澄川 洋子

本籍兵庫県神戸市兵庫区矢部町三二番、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区矢部町三二番二―号

被相続人 亡 下田 容子
限定承認公告
本籍兵庫県神戸市兵庫区矢部町三二番、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区矢部町三二番二―号

任意清算公告

当社は、令和八年一月五日をもって解散し、会社法第六六条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日
兵庫県神戸市兵庫区矢部町三二番二―号

相続財産清算人 下田 隆三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億二千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/00001447/n219/>

令和八年二月九日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一―号

長崎県西海市西海町七釜郷二三七四番地三五
合資会社 ことぶき福祉サービス
代表社員 岩永 孝子

訂正公告
令和七年二月二十六日(号外第三十七号)掲載の第十期決算公告(枠組)中、流動資産の金額「[1,002,508]」とあるは「[983,550]」、固定資産の金額「[584,352]」とあるは「[576,206]」、資産合計の金額「[1,586,860]」とあるは「[1,559,757]」、流動負債の金額「[853,185]」とあるは「[867,085]」、固定負債の金額「[380,108]」とあるは「[420,108]」、株主資本の金額「[353,566]」とあるは「[272,563]」、利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」、その他利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」とあるは「[559,757]」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

訂正公告
令和七年二月二十六日(号外第三十七号)掲載の第十期決算公告(枠組)中、流動資産の金額「[1,002,508]」とあるは「[983,550]」、固定資産の金額「[584,352]」とあるは「[576,206]」、資産合計の金額「[1,586,860]」とあるは「[1,559,757]」、流動負債の金額「[853,185]」とあるは「[867,085]」、固定負債の金額「[380,108]」とあるは「[420,108]」、株主資本の金額「[353,566]」とあるは「[272,563]」、利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」、その他利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」とあるは「[559,757]」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

訂正公告
令和七年二月二十六日(号外第三十七号)掲載の第十期決算公告(枠組)中、流動資産の金額「[1,002,508]」とあるは「[983,550]」、固定資産の金額「[584,352]」とあるは「[576,206]」、資産合計の金額「[1,586,860]」とあるは「[1,559,757]」、流動負債の金額「[853,185]」とあるは「[867,085]」、固定負債の金額「[380,108]」とあるは「[420,108]」、株主資本の金額「[353,566]」とあるは「[272,563]」、利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」、その他利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」とあるは「[559,757]」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年二月九日
東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号
LED TOKYO株式会社
代表取締役 鈴木 直樹

令和四年十月十一日公布国土交通省令第七十四号(船員法施行規則の一部を改正する省令)
(原稿誤り)

三ページ下段表中改正後欄五行目から一九行目及び改正前欄八行目から二二行目までを削除する。
(原稿誤り)

ページ段 行 誤 正

令和七年九月十九日(号外第二百一十一号)公布国土交通省令第九十号(船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令)
(原稿誤り)

二七	改正後欄3	3まで
二八	改正後欄3	3まで
二九	改正後欄3	3まで
三〇	改正後欄3	3まで
三一	改正後欄3	3まで
三二	改正後欄3	3まで
三三	改正後欄3	3まで
三四	改正後欄3	3まで
三五	改正後欄3	3まで
三六	改正後欄3	3まで
三七	改正後欄3	3まで
三八	改正後欄3	3まで
三九	改正後欄3	3まで
四〇	改正後欄3	3まで
四一	改正後欄3	3まで
四二	改正後欄3	3まで
四三	改正後欄3	3まで
四四	改正後欄3	3まで
四五	改正後欄3	3まで
四六	改正後欄3	3まで
四七	改正後欄3	3まで
四八	改正後欄3	3まで
四九	改正後欄3	3まで
五〇	改正後欄3	3まで
五一	改正後欄3	3まで
五二	改正後欄3	3まで
五三	改正後欄3	3まで
五四	改正後欄3	3まで
五五	改正後欄3	3まで
五六	改正後欄3	3まで
五七	改正後欄3	3まで
五八	改正後欄3	3まで
五九	改正後欄3	3まで
六〇	改正後欄3	3まで
六一	改正後欄3	3まで
六二	改正後欄3	3まで
六三	改正後欄3	3まで
六四	改正後欄3	3まで
六五	改正後欄3	3まで
六六	改正後欄3	3まで
六七	改正後欄3	3まで
六八	改正後欄3	3まで
六九	改正後欄3	3まで
七〇	改正後欄3	3まで
七一	改正後欄3	3まで
七二	改正後欄3	3まで
七三	改正後欄3	3まで
七四	改正後欄3	3まで
七五	改正後欄3	3まで
七六	改正後欄3	3まで
七七	改正後欄3	3まで
七八	改正後欄3	3まで
七九	改正後欄3	3まで
八〇	改正後欄3	3まで
八一	改正後欄3	3まで
八二	改正後欄3	3まで
八三	改正後欄3	3まで
八四	改正後欄3	3まで
八五	改正後欄3	3まで
八六	改正後欄3	3まで
八七	改正後欄3	3まで
八八	改正後欄3	3まで
八九	改正後欄3	3まで
九〇	改正後欄3	3まで
九一	改正後欄3	3まで
九二	改正後欄3	3まで
九三	改正後欄3	3まで
九四	改正後欄3	3まで
九五	改正後欄3	3まで
九六	改正後欄3	3まで
九七	改正後欄3	3まで
九八	改正後欄3	3まで
九九	改正後欄3	3まで
一〇〇	改正後欄3	3まで

令和七年十一月四日海上保安庁告示第二十六号(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。
令和七年十二月二十二日海上保安庁告示第三十二号(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件)
(原稿誤り)
目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。